別紙５－１

特定販売の概要

薬局（店舗）名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（１）特定販売を行う際に使用する通信手段	□　インターネット □　電話　　□　ＦＡＸ □　その他（　　）
（２）特定販売を行う医薬品の区分	□　薬局製造販売医薬品(毒薬・劇薬を除く) □　要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く） □　第１類医薬品　　□　指定第２類医薬品 □　第２類医薬品　　□　第３類医薬品
（３）特定販売を行う時間及び営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合は，その時間	特定販売を行う時間 ：　　～　　： 営業時間のうち特定販売のみを行う時間 ：　　～　　：
（４）特定販売を行うことについての広告に，申請書に記載する薬局・店舗の名称と異なる名称を表示するときは，その名称	（名称）
（５）特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは，主たるホームページアドレス及び主たるホームページの構成の概要	主たるホームページアドレス（URL） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 主たるホームページの構成の概要
（６）都道府県知事又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要（その薬局・店舗の営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に限る。）	（設備の概要）

【記入上の注意】

・（１）及び（２）について，該当する□に「レ」を記入してください。
・（３）について，該当する時間がある場合に記載してください。
・（４）について，特定販売を行うことについての広告に，申請書に記載する薬局・店舗の名称と異なる名称を表示する場合に記載してください。
・（５）について，主たるホームページの構成の概要についてのその記載事項のすべてを記載することができないときには，同欄に「別紙のとおり」と記載し，別紙を添付してください。
　なお留意事項は以下のとおりです。

（ア）ホームページでの医薬品の表示内容や表示すべき事項の表示の状況等が分かるようなホームページのイメージ等の書類を添付すること。
（イ）一つの薬局・店舗が複数のホームページを開設している場合には，それらすべてについて関連する書類添付すること。
（ウ）ホームページを閲覧するために，パスワード等が必要な場合には，開設者は，鹿児島県がホームページを閲覧することができるよう，当該パスワード等を主たるホームページの構成の概要の中に盛り込むこと。
（エ）カタログ等を用いて特定販売を行う場合においても，同様にその概要が分かる資料を添付すること。

・（６）の欄について，その薬局・店舗の営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に記載してください。